

(予算特別委員会資料)

令和2年度

# 予算説明書

(第1回定例市会)

教育委員会



## 目 次

1	令和2年度教育委員会予算編成方針	1
2	令和2年度教育委員会予算の主要事業	3
3	令和2年度歳入歳出事項別計算書	13
(1)	歳入歳出予算一覧	13
(2)	歳入予算の説明	14
(3)	歳出予算の説明	19
4	債務負担行為	39
5	予算関連議案	42
	第29号議案 神戸市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の件	43
	第30号議案 神戸市青少年補導センター設置条例の一部を改正する条例の件	49

## 1 令和2年度教育委員会予算編成方針

我が国の社会状況は、人口減少、少子・超高齢化の一層の進展、急速な技術革新、グローバル化の進展、地域社会・家庭の変容など大きく変化しており、これらの変化に柔軟に対応しながら、神戸の教育を着実に推進していく。

一方、須磨区小学校における教員間のハラスメント事案等を受けて、コンプライアンスの徹底や重大事態・事故における適切な対応を図るため、外部人材を登用し、監理室を設置するとともに、地区統括職員を配置するなど、教育委員会をあげてガバナンスの強化、事務局と学校園の連携強化に取り組む。

学校教育においては、児童生徒の確かな学力・体力の向上に取り組み、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、これらを活かして課題を解決する資質・能力の育成をはかる。そのため、本年度は外国語教育の指導体制の強化や学校ICT環境の整備などを推進していく。

また、教育現場の第一線に立つ教職員の「働き方改革」の取り組みが進む中で、教員が子供と向き合う時間を確保し学級経営を円滑に進めるためにも、引き続き教員の多忙化対策に取り組むとともに、資質・指導力の向上や、学校の組織力の強化等の取り組みを推進する。

さらに、いじめや不登校等の問題に対する子供たちの発達段階に応じた支援等の取り組みを推進し、子供たちが健やかに育つ環境づくりを進めていく。

学びを支える教育環境においては、温かい給食の提供など中学校給食のさらなる魅力化を進めるとともに、日本語指導を必要とする児童生徒に対し支援を行っていく。

また、施設の安全対策や異常高温対策などを推進していくとともに、震災から25年を経過し施設の老朽化が進んでいることから長寿命化改修など、その対策を講じていく。さらに、一部の地域で民間の住宅開発等に伴う児童生徒の急激な増加による学校の過密化や教室不足への対応を行っていく。

図書館・博物館・文化財等においては、三宮および垂水、名谷・西神などのニュータウン地域で図書館サービスの充実・向上をはかるとともに、博物館等における展示等の充実、さらに文化財の保存・活用などの取り組みを積極的に推進する。

令和2年度予算の編成にあたっては、これらを総合的に踏まえながら、「神戸市教育大綱」および「神戸市教育振興基本計画」の方針に沿って、次の施策に重点的に取り組んでいく。

# 令和2年度教育委員会予算の重点施策

## 1 児童生徒の学力・体力の向上

- 英語教育の推進
- 学校 ICT の環境整備
- 学習支援ツールの配信

## 2 ガバナンス・組織力の強化

- ◎外部人材の登用による教育委員会のガバナンス強化
- ◎教育人材センターの開設
- 学校法務専門官の配置
- 教頭業務等補助スタッフの配置

## 3 いじめ・不登校対策の充実

- ◎不登校児童生徒に対する支援
- 不登校等の教育相談の実施
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

## 4 特別支援教育の推進

- ◎自校通級指導教室の整備
- ◎特別支援学校における医療的ケアの充実
- インクルーシブ支援員の配置拡充
- 特別支援学校におけるスクールバスの運行

## 5 学びを支える環境の整備

- ◎中学校給食費の負担軽減
- ◎こども日本語サポートひろばの設置
- ◎フッ化物事業の小学校におけるモデル実施
- ◎学校施設安全対策
- 神戸市情報教育基盤サービス再構築
- 小中学校の校舎増改築等（こうべ小、御影北小、高羽小、春日野小、垂水小）
- H A T 神戸地域における小学校・特別支援学校の新設
- 小学校の統合（ありの台小、多間南小・本多間小）

## 6 図書館サービスの充実

- ◎（仮称）名谷図書館の開設
- ◎新垂水図書館の整備検討
- 新西図書館の整備検討
- 予約図書自動受取機及び返却ポストの設置
- 電子図書館の実施

## 7 博物館・美術館等の魅力向上

- 博物館・美術館等の特別展の開催等

## 8 文化財の保存・活用

- ◎地域における歴史遺産の保存と活用

- ◎新規事業
- 拡充事業

## 2 令和2年度教育委員会予算の主要事業

### 1 児童生徒の学力・体力の向上

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ○英語教育の推進</p> <p>ネイティブスピーカーとの生きたコミュニケーションを図る機会を拡大することにより、児童生徒の英語力向上および国際理解を深めるため、小学校の英語教科化に合わせて、1～6年生の外国語授業において全ての時間外国人英語指導助手（ALT）との協同授業を行えるよう ALT の配置を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度：外国人英語指導助手（ALT）131名（全小中・高等学校）</li> <li>・令和2年度：外国人英語指導助手（ALT）209名（全小中・高等学校）</li> </ul>	971,349
<p>② ○学校 ICT 環境の整備</p> <p>ICT を活用した学習を推進するため、令和3年度までに小中学校・高等学校・特別支援学校・工業高等専門学校の全ての普通教室に、ICT 学習環境（電子黒板機能付プロジェクター、無線LAN、実物投影機）を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度：小学校94校、中学校8校、義務教育学校1校を整備済</li> <li>・令和2年度：小学校全校、中学校11校、特別支援学校全校に拡大</li> </ul>	256,670 (別途明許繰越 20,000千円)
<p>③ ○学習支援ツールの配信</p> <p>児童生徒の習熟度に応じた学習を支援するため、教材プリントの作成や映像・音声による解説を行う「学習支援ツール」について、学校配信とともに個別配信を全小中学校等で活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校配信・個別配信：全小中学校・特別支援学校等</li> </ul>	51,456
<p>④ 学校司書の配置</p> <p>学校図書館の環境整備を行い常時開館するとともに、調べ学習等での利活用を進め、児童生徒の豊かな心と読解力や思考力、表現力など確かな学力を育むため、小中学校への学校司書を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度：小中学校 150校程度</li> </ul>	335,269
<p>⑤ 学ぶ力・生きる力向上支援員の配置</p> <p>児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行うため、放課後学習や同室複数指導、少人数指導などを行う「学ぶ力・生きる力向上支援員」を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度：全小中学校</li> </ul>	585,126
<p>⑥ 体力アップの推進</p> <p>小学校1年生を対象に、すべての運動の基礎となる体幹を鍛える動きを取り入れた「やってみよう！教室」を行う。また、小学5年生を対象に、運動を通じた成功体験を味わうことができる「できたよ！教室」を実施する。</p> <p>さらに、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を活用し、学校体育授業等の改善、体力アップにつながる運動遊びの奨励、家庭との連携など、児童生徒の体力向上に向けた取組を推進する。</p>	13,697

## 2 ガバナンス・組織力の強化

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ◎外部人材の登用による教育委員会のガバナンス強化 教育委員会のガバナンスを強化するため、監理室を設置し、外部人材を登用するとともに、学校園を巡回・調査しコンプライアンスの徹底を進める。また、いじめ・自死等の重大事態・事故の初動期における適切な対応をはかるなど対策と支援に取り組む。</p>	40,000
<p>② ◎教育人材センターの開設 学校が必要とする多様な地域人材・外部人材のさらなる掘り起こしを行うとともに、人材のコーディネート機能や事務支援機能等を充実させるため、「教育・地域連携センター」を機能強化して、「教育人材センター」を開設し、学校園への支援を強化する。</p>	5,036
<p>③ ○学校法務専門官の配置 学校に対するサポート体制の充実をはかるため、学校現場における様々な事案に関して法的な助言などを行う「学校法務専門官」の配置を拡充する。 ・令和元年度：週3日1名配置 ・令和2年度：週5日2名配置</p>	19,680
<p>④ ○教頭業務等補助スタッフの配置 教頭をはじめとした教員の負担軽減をはかり、教頭がよりマネジメント機能を発揮できる体制を整備するため、学校現場における電話・来客応対や資料印刷などを行う教頭業務等補助スタッフの配置を拡充する。 ・令和2年度：小中学校100校程度</p>	124,625
<p>⑤ 中学校部活動における外部人材の活用 顧問教員の多忙化解消と持続可能な部活動運営をはかるため、教員に替わって部活動の運営及び指導を行う外部顧問、及び平日には単独、週休日等は顧問教員と協働で技術指導等を行うことができる外部支援員を配置する。 ・令和2年度：外部顧問82人 外部支援員164人</p>	77,590
<p>⑥ 学生スクールサポーターの配置 学校教育活動を支援するとともに、将来教員となる人材の自覚や資質を高めるため、小中学校において授業、学級活動や行事の指導補助等を行う「スクールサポーター」を配置する。 ・令和2年度：小中学校200校程度</p>	31,124

### 3 いじめ・不登校対策の充実

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ◎不登校児童生徒に対する支援 不登校の児童生徒を支援するため、フリースクール・こども家庭センター・区役所などの関係機関との連携の窓口となり、連絡調整および連携事業の企画・立案・実施等を行うコーディネーターを配置する。</p>	3,790
<p>② ○不登校等の教育相談の実施 不登校等により学校への不応適を示している児童生徒およびその保護者を支援するため、臨床心理士によるきめ細かな教育相談を行う。また、児童生徒の不応適の理解や早期対応に関する専門家の講演会を開催する。</p>	20,897
<p>③ ○スクールカウンセラーの配置 児童生徒や保護者の心のケアをはかり、いじめや不登校のない安心な学校づくりを進めるため、児童生徒や学校の実情に応じた柔軟な教育相談および支援を行うスクールカウンセラーを全小中学校等に配置・派遣する。 ・令和元年度：月4回配置：小学校82校、全中学校・高等学校等 月2回配置：小学校81校、全特別支援学校 ・令和2年度：月4回配置の小学校を112校に拡大</p>	428,921
<p>④ ○スクールソーシャルワーカーの配置 学校だけでは解決困難な、子供の健全な成長を阻害する環境の改善を支援し、いじめや不登校等の早期発見・早期対応を進めるため、家庭・学校・地域および関係機関の支援ネットワークを構築する福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置する。 ・令和元年度：各区に1名 ・令和2年度：北区・垂水区・西区は各2名に拡大</p>	65,449
<p>⑤ いじめ・体罰・こども安全ホットライン等 いじめの未然防止・早期発見・早期対応や、体罰等に関する相談を行うため、休日を含め24時間対応可能なフリーダイヤルの電話相談を実施する。 また、兵庫県教育委員会で実施しているSNSを活用した相談窓口について、児童および保護者に周知するとともに、県教委と連携して対策を行う。</p>	13,112
<p>⑥ ネットいじめ・ネット依存等防止プログラム ネットによるいじめやトラブルを防止するため、大学・警察等との連携により、小学校中学年の児童・保護者向けに出前授業を実施し、情報モラルについての指導を行う。また、子ども自らがスマホ利用による被害・弊害の実態について考え、適正な利用につなげられるよう、小学校高学年の児童向けに、ネット依存防止に重点をおいた動画を活用した出前授業を実施する。</p>	2,190
<p>⑦ 学校ネットパトロール インターネットなどを通じて行われるいじめやネットトラブルの対策として、緊急対応や不適切な書き込みへの対応などを行うため、専門業者による学校ネットパトロールを実施する。</p>	1,853



<p>⑧ <b>学校サポートチームの派遣</b> いじめ問題など学校だけでは解決困難なケースについて支援を行うため、警察OBや弁護士等で構成されるサポートチームを学校に派遣する。また、各区担当の学校支援アドバイザーを配置し、いじめ問題などの未然防止、早期対応を行う。</p>	5,525
---	-------

#### 4 特別支援教育の推進

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ◎<b>自校通級指導教室の整備</b> 通級による指導を必要とする児童生徒数の増加に対応するとともに、児童生徒が他校に移動することなく、自らが通う学校で指導を受けられる体制を整えるため、拠点校通級指導教室に加え、新たに自校通級指導教室を設置する。 ・令和元年度：拠点校通級指導教室 14 か所 ・令和2年度：自校通級指導教室 5 か所を設置</p>	5,000
<p>② ◎<b>特別支援学校における医療的ケアの充実</b> 医療的ケアが理由でスクールバスに乗車できない児童生徒を対象として、看護師添乗による通学支援を試行実施するとともに、看護師等が医療的ケア指導医からの相談・助言を受けられる体制を整備する。 ・看護師添乗による通学支援（試行）実施頻度：月2回（下校時） ・医療的ケア指導医配置校数：3校（肢体不自由児童生徒が在籍する学校）</p>	72,892
<p>③ ○<b>インクルーシブ支援員の配置拡充</b> 小・中学校において配慮を要する児童生徒に対して計画的かつ継続的な支援を行うため、インクルーシブ支援員を拡充する。 ・令和元年度：15校 ・令和2年度：20校</p>	39,612
<p>④ ○<b>特別支援学校におけるスクールバスの運行</b> 特別支援学校において、スクールバスを運行するとともに、令和3年度に見込まれている児童生徒の増加への対応及びHAT神戸地域における特別支援学校の開校等に合わせ、スクールバス4台の導入準備を行う。 ・令和元年度：35台 ・令和3年度：39台予定</p>	679,824
<p>⑤ <b>小中学校・幼稚園における医療的ケア支援の充実</b> 小中学校・幼稚園において、医療的ケアを必要とする児童生徒等を支援し、保護者負担の軽減をはかるとともに児童生徒等の社会的自立につなげていくため、看護師による医療的ケア支援を行う。ケアの内容に応じて、最大週10時間まで訪問看護ステーションから看護師を派遣する。</p>	32,613

## 5 学びを支える環境の整備

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<b>《学校給食の充実》</b>	
<b>① ◎中学校給食費の負担軽減</b> 保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実をはかるため、全世帯の学校給食費の負担を半額とする。(所得制限なし) ・中学校給食費：年額 約 57,000 円 → 約 28,500 円 ※就学援助世帯はこれまで通り全額無償	330,000
<b>② ○中学校給食の魅力向上</b> 温かいメニューの提供のほか、主食・副食・デザート類等の充実など、献立内容の充実をはかる。また、牛乳を希望しない場合には主食と副食のみの給食を提供し、一方、家庭弁当の生徒にも希望者には牛乳を提供するなど、喫食率の向上に向けて、給食内容の魅力化を行う。	1,089,892
<b>③ ○小学校給食調理等業務委託</b> 民間活力の導入により小学校給食を安定的かつ効率的に提供するため、新たに7校の自校調理校において調理等業務の民間委託を実施する。 ・令和元年度：12校 ・令和2年度：19校	567,102
<b>《学校教育環境の充実・改善等》</b>	
<b>① ◎こども日本語サポートひろばの設置</b> 日本語指導を必要とする児童生徒に対して一人ひとりの状況に応じた支援を行うため、「こども日本語サポートひろば」を開設し、日本語能力の測定、指導計画の作成支援に加え、巡回日本語指導員の学校への派遣等を行う。さらに、ランゲージコーディネーターを配置し、学校と児童生徒及び保護者をつなぎ、円滑な学校生活を送れるよう支援する。	13,080
<b>② ○外国人児童生徒等に対する日本語指導</b> 外国人児童生徒に対する日本語指導を充実させるため、「こども多文化共生サポーター」の学校への派遣回数を拡充するとともに、学習言語の習得を支援する「中学校 JSL 教室」を市内1校から2校に増設する。	86,614
<b>③ ◎フッ化物事業の小学校におけるモデル実施</b> むし歯予防に効果があるフッ化物塗布およびフッ化物洗口について、小学校でモデル実施を行う。	1,361
<b>④ ◎学校施設安全対策</b> 児童生徒の安全を確保するため、学校園における建築物等について危険性の高い不具合箇所の対策工事を行う。	— (別途2月補正 2,628,000千円)
<b>⑤ ○学校施設の異常高温対策</b> 近年の夏の猛暑を受けた熱中症対策として、避難所に指定されている学校施設に空調設備を整備する。 ・避難所として使用する特別教室への空調新設：中学校32校(各校1室) ・中学校体育館への部分空調新設：51校(全中学校に設置完了)	895,800




<p>⑥ ○<b>学校園のトイレ改修</b>  学校園におけるトイレの環境改善をはかるため、洋式化改修等を行う。  ・令和2年度：小学校27校、中学校23校、特別支援学校1校</p>	<p>—  (別途2月補正  2,315,600千円)</p>
<p>⑦ ○<b>神戸市情報教育基盤サービス(KIIF)再構築</b>  学校園等の教職員が使用するパソコン、ネットワーク、ソフトウェア等のシステム環境を充実させるため、セキュリティ機能の強化に加えて無線LAN環境の整備、自動採点ソフトウェアや保護者との新たな連絡ツールの導入など、利便性の向上を含めた再構築を行う。  ・供用開始：令和3年1月(予定)</p>	<p>1,063,676</p>
<p>⑧ ○<b>就学援助の充実</b>  経済的な理由により就学・通学が困難な児童生徒に対して行う就学援助について、新入学児童生徒学用品費等の支給単価を増額する。  ・「新入学児童生徒学用品費」支給単価  小学校：50,600円 → 51,060円  中学校：57,400円 → 60,000円</p>	<p>805,743</p>
<p>⑨ <b>神戸市奨学金</b>  経済的な理由により、通学・修学が困難な市内在住の公立高等学校へ通う高校生に対し、給付型の奨学金を支給する。</p>	<p>5,801</p>
<p>⑩ <b>工業高等専門学校施設保全改修</b>  施設の安全・安心を確保するため、トイレ改修や施設設備の更新など順次実施する。また、将来的に施設の維持管理等を着実に推進するため、長寿命化計画および次期施設保全計画を策定する。</p>	<p>137,415</p>
<p>⑪ <b>工業高等専門学校の実験実習設備の導入</b>  産業界のニーズに応える優秀なエンジニアを育成するため、時代にあった高度な実験実習設備を導入する。</p>	<p>40,000</p>
<p>《学校の過密化・老朽化対策等》</p>	
<p>① ◎<b>こうべ小学校校舎増築</b>  教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、校舎増築等を行う。  ・竣工予定：令和6年度(校舎竣工予定：令和6年3月)  ・令和2年度：校舎増築の基本設計</p>	<p>23,001</p>
<p>② ○<b>御影北小学校施設整備</b>  教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、校舎の施設整備を行う。  ・竣工予定：令和2年度(校舎竣工予定：令和2年7月)  ・令和2年度：北校舎長寿命化工事等</p>	<p>—  (別途2月補正  735,658千円)</p>
<p>③ ○<b>高羽小学校校舎増築</b>  過密化への対応と教育環境の改善をはかるため、校舎の増築等を行う。  ・竣工予定：令和4年度(校舎竣工予定：令和4年3月)  ・令和2年度：校舎建設工事等</p>	<p>171,718</p>


<p>④ ○春日野小学校施設整備 市内で最も古い校舎を有しており、校舎の老朽化も進んでいることから、教育環境の改善をはかるため、施設整備を行う。 ・令和2年度：実施設計</p>	<p>— (別途明許繰越 53,389千円)</p>
<p>⑤ ○神戸祇園小学校グラウンド整備 狭隘化したグラウンドを拡張するため、周辺用地を一体的に整備する。 ・竣工予定：令和6年度 ・令和2年度：グラウンド整備の設計等</p>	<p>56,602</p>
<p>⑥ ○垂水小学校校舎増改築 教育環境の改善と今後の児童数の増加に対応するため、垂水小学校校舎増改築等を行う。 ・竣工予定：令和7年度(校舎竣工予定：令和7年3月) ・令和2年度：校舎増改築の実実施設計</p>	<p>161,335</p>
<p>⑦ ○学級増対策 要注意地区に指定した校区において、児童生徒数の増加に伴う教室不足等を解消し、教育環境の確保をはかるため、暫定校舎を整備する。 ・令和2年度暫定校舎整備：本山第一小、山の手小、妙法寺小、本多聞中 ・令和2年度要注意地区指定：湊小学校区</p>	<p>130,581</p>
<p>⑧ 義務教育学校港島学園の校舎整備 小中一貫教育の施設環境を充実するため、校舎の整備を行う。</p>	<p>54,490</p>
<p>《学校規模の適正化等》</p>	
<p>① ○H A T神戸地域における小学校・特別支援学校の新設 児童生徒の増加に対応するため、H A T神戸地域(灘区摩耶海岸通)に小学校・特別支援学校(知肢併置)を新設する。 ・開校予定：令和3年4月 ・令和2年度：校舎建設工事等</p>	<p>6,532,964</p>
<p>② ○ありの台小学校施設整備 有野台小学校・有野東小学校を統合し、平成31年4月に旧・有野台小学校地において「ありの台小学校」を開校した。「ありの台小学校」校舎として供用する予定の旧・有野東小学校校舎の改修を行う。 ・竣工予定：令和3年度(校舎竣工予定：令和3年12月) ・令和2年度：校舎改修工事等</p>	<p>7,091 (別途2月補正 68,196千円)</p>
<p>③ ○多聞南小学校・本多聞小学校の統合 小規模化が進む多聞南小学校・本多聞小学校について、令和3年4月に現・本多聞小学校地において統合する。また、統合校の校舎として供用する予定の現・多聞南小学校校舎の改修を行う。 ・竣工予定：令和4年度 ・令和2年度：実施設計</p>	<p>64,419</p>

## 6 図書館サービスの充実

<p>① ◎（仮称）名谷図書館の開設</p> <p>名谷駅周辺の活性化策「名谷活性化プラン」の一環として、新たに（仮称）名谷図書館を開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所：大丸須磨店4階（市営地下鉄名谷駅，須磨パティオ商業施設内）</li> <li>・規 模：約1,300 m<sup>2</sup></li> <li>・蔵書数：約7万冊</li> <li>・開 館：令和2年度（予定）</li> </ul>		<p>— （別途2月補正 504,629千円）</p>
<p>② ◎新垂水図書館の整備検討</p> <p>垂水駅周辺の活性化策「垂水活性化プラン」の一環として、現垂水図書館を移転拡充し、新垂水図書館を整備するための基本設計を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所：垂水駅東駅前広場のうち臨時駐車場部分</li> <li>・規 模：約1,500m<sup>2</sup>（現 686m<sup>2</sup>）</li> <li>・蔵書数：未定（現 約10万冊）</li> <li>・開 館：令和5年度頃</li> </ul>		<p>— （別途2月補正 82,000千円）</p>
<p>③ ○新西図書館の整備検討</p> <p>西神中央駅周辺の活性化策「西神中央活性化プラン」の一環として、新たに文化・芸術ホールと一体的に整備する新西図書館に配置する図書を購入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場 所：西区美賀多台1丁目1番1</li> <li>・規 模：約3,000m<sup>2</sup>（現 703m<sup>2</sup>）</li> <li>・蔵書数：約30万冊（現 約10万冊）</li> <li>・開 館：令和3年度頃</li> </ul>		<p>— （別途2月補正 100,000千円）</p>
<p>④ ○予約図書自動受取機及び返却ポストの設置</p> <p>新三宮図書館の整備に向け、仮移転先での運営が数年にわたることから、利用者の利便性を確保するため、先行して地下鉄海岸線三宮・花時計前駅前に予約図書自動受取機を設置し運用を開始する。また、返却ポストを併設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供用開始：令和2年6月（予定）</li> </ul>		<p>17,259</p>
<p>⑤ ○電子図書館の実施</p> <p>令和2年4月末まで試行実施中の電子図書館について、サービス内容の検討・提供事業者の選定を行い、夏頃を目途に本格実施に移行する。</p>		<p>2,100</p>
<p>⑥ 図書館改修</p> <p>施設の老朽化に対応するため、中央図書館の中央監視盤更新工事や兵庫図書館の空調設備更新工事、新長田図書館および須磨図書館の照明改修工事等を行う。</p>		<p>211,667</p>

7 博物館・美術館等の魅力向上

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① 博物館 特別展の開催</p> <p>「コートールド美術館展」(令和2年3月28日(土)～6月21日(日))</p> <p>「和のガラス展」・「兵庫県書作家協会創立70周年記念兵庫の書展」 (令和2年7月23日(木・祝)～9月22日(火・祝))</p> <p>「ボストン美術館展」(令和2年10月24日(土)～令和3年1月17日(日))</p>  <p>「平治物語絵巻 三条殿夜討巻」(部分)(鎌倉時代・13世紀後半、ボストン美術館蔵)</p> <p>「和田岬砲台史跡指定100年記念 大阪湾防備と台場」・企画展「源平から神戸を知る」 (令和3年2月6日(土)～3月28日(日))</p>	<p>258,921</p>
<p>② 小磯記念美術館 特別展の開催</p> <p>「上社会—“昭和”を生きた洋画家たち(仮称)」 (令和2年10月3日(土)～12月13日(日))</p> <p>「至高の小磯良平 大野コレクション(仮称)」 (令和2年12月24日(木)～令和3年3月21日(日))</p>  <p>猪熊弦一郎 《長江埠の子供達》 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館所蔵</p>  <p>小磯良平 《リュートを持つ婦人》 大野コレクション所蔵</p>	<p>28,829</p>

<p>③ 神戸ゆかりの美術館 特別展の開催  「無言館 遺された絵画からのメッセージ」  (令和2年9月12日(土)～11月29日(日))  「花森安治 ～暮しの手帖の絵と神戸～」  (令和2年12月19日(土)～令和3年3月14日(日))</p>  <p>『暮しの手帖』1954年6月号表紙画</p> <p>④ 青少年科学館施設改修  施設の老朽化に対応するため、外壁改修、空調設備の改修等を行う。</p> <p>⑤ 公民館改修  施設の老朽化に対応するため、各公民館の空調設備更新や体育室の床面張替え等を行う。</p>	<p>22,240</p> <p>65,710</p> <p>130,497</p>
--	--

## 8 文化財の保存・活用

事業内容 (◎新規事業 ○拡充事業)	予算額 (単位：千円)
<p>① ◎地域における歴史遺産の保存と活用  「(仮称)神戸歴史遺産」認定制度を立ち上げ、支援策として、助成の財源となる基金を創設するとともに、「神戸市文化財保存活用地域計画」を策定する。</p>	34,000
<p>② 文化財保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存修理助成  「車大歳神社の翁舞舞殿」「南僧尾観音堂」「ジェームス邸東屋」他 8件</li> <li>・茅場化促進啓発助成</li> <li>・市所有文化財の維持管理等</li> <li>・「風見鶏の館」耐震診断、伝統的建造物の修理助成等</li> </ul>	104,534
<p>③ 文化財啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財めぐりバス</li> <li>・おおとし山まつり、五色塚古墳まつり 2020、西神戸歴史探訪 等</li> </ul>	4,218
<p>④ 文化財調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財調査</li> </ul>	371,590
<p>⑤ 埋蔵文化財センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画展の開催 (春・夏・冬)</li> <li>・講演会・公開講座等の開催</li> <li>・市内小学校への出張考古学講座</li> </ul>	4,650
<p>⑥ 埋蔵文化財センター改修  中央監視システム及び空調設備、監視カメラ等の改修を行う。</p>	84,668

### 3 令和2年度歳入歳出事項別計算書

[予算第1号議案] 令和2年度神戸市一般会計予算（教育委員会所管分）

#### (1) 歳入歳出予算一覧

(単位 千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
17 使用料及手数料	1,345,774	13 教 育 費	125,542,675
1 使 用 料	1,331,603	1 教 育 総 務 費	7,591,026
2 手 数 料	14,171	2 教 育 振 興 費	1,014,134
18 国庫支出金	18,446,292	3 幼 稚 園 費	2,265,663
1 負 担 金	17,610,776	4 小 学 校 費	48,414,635
2 補 助 金	811,083	5 中 学 校 費	26,710,207
3 委 託 金	24,433	6 高 等 学 校 費	6,582,518
19 県 支 出 金	182,364	7 特 別 支 援 学 校 費	8,508,905
2 補 助 金	182,364	8 高 等 専 門 学 校 費	1,824,778
20 財 産 収 入	6,887	11 社 会 教 育 費	2,822,683
2 財 産 売 払 収 入	3,126	12 体 育 保 健 費	4,268,547
3 基 金 収 入	3,761	13 学 校 建 設 費	14,807,808
21 寄 附 金	62,000	14 教 育 施 設 整 備 費	731,771
1 寄 附 金	62,000	15 諸 支 出 金	20,000
22 繰 入 金	49,721	2 過 年 度 支 出	20,000
2 基 金 繰 入 金	49,721		
24 諸 収 入	2,054,578		
1 納 付 金	52,692		
2 措 置 費 等 受 入	884,995		
4 受 託 事 業 収 入	349,981		
5 貸 付 金 元 利 収 入	23,291		
7 雑 入	743,619		
歳 入 合 計	22,147,616	歳 出 合 計	125,562,675



## (2) 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	1,345,774	1,445,922	△ 100,148	
1 使 用 料	1,331,603	1,308,310	23,293	
10 教 育 使 用 料	1,331,603	1,431,637	△ 100,034	
1 高 等 学 校	651,990	651,990	—	授業料, 入学金
2 高 等 専 門 学 校	280,844	288,440	△ 7,596	授業料, 入学金
3 総 合 教 育 セ ン タ ー	1,052	1,052	—	テナント使用料等
4 図 書 館	4,049	3,998	51	テナント使用料等
5 博 物 館	42,743	25,262	17,481	常設展入館料等
6 青 少 年 科 学 館	82,354	71,941	10,413	展示室, プラネタリウム入館料等
9 婦 人 会 館	6,750	5,500	1,250	会議室使用料等
11 住 之 江 公 民 館	1,000	721	279	会議室, 体育館使用料等
12 葺 合 公 民 館	1,700	1,482	218	会議室, 体育館使用料等
13 清 風 公 民 館	1,500	1,280	220	会議室, 体育館使用料等
14 長 田 公 民 館	1,200	896	304	会議室, 体育館使用料等
15 南 須 磨 公 民 館	1,100	833	267	会議室, 体育館使用料等
16 東 垂 水 公 民 館	1,000	800	200	会議室, 体育館使用料等
17 玉 津 南 公 民 館	1,300	1,090	210	会議室, 体育館使用料等
18 異 人 館	100,000	100,000	—	風見鶏の館入館料
19 教 育 施 設	153,021	153,025	△ 4	学校施設目的外使用料等
幼 稚 園	—	123,327	△ 123,327	保育料
2 手 数 料	14,171	14,285	△ 114	
9 教 育 手 数 料	14,171	14,285	△ 114	
1 高 等 学 校	6,040	6,040	—	入学選抜料等
2 高 等 専 門 学 校	8,131	8,245	△ 114	入学選抜料等

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
18 国 庫 支 出 金	18,446,292	17,794,935	651,357	
1 負 担 金	17,610,776	17,285,172	325,604	
5 教 育 費 負 担 金	17,610,776	17,285,172	325,604	
1 教 育 費 国 庫 負 担 金	16,230,261	16,794,576	△ 564,315	認証額の1/3
2 小 学 校 建 設 費 負 担 金	572,947	238,537	334,410	認証額の1/2
3 特 別 支 援 学 校 建 設 費 負 担 金	807,568	252,059	555,509	認証額の1/2
2 補 助 金	811,083	485,419	325,664	
1 総 務 費 補 助	691	—	691	
6 其 他 財 産 整 備 費 補 助	691	—	691	補助率1/3
11 教 育 費 補 助	810,392	485,419	324,973	
1 就 学 奨 励 費 補 助	34,470	34,511	△ 41	補助率1/2
2 学 校 教 育 費 補 助	481,428	343,618	137,810	補助率1/3
3 文 化 財 整 備 費 補 助	35,607	48,428	△ 12,821	補助率1/2
4 保 護 児 童 生 徒 医 療 費 補 助	304	211	93	補助率1/2
5 学 校 設 備 費 補 助	14,175	14,170	5	補助率1/2
6 学 校 施 設 環 境 改 善 交 付 金	244,408	44,481	199,927	補助率1/3
3 委 託 金	24,433	24,344	89	
3 其 他 委 託 金	24,433	24,344	89	
6 教 育 調 査 研 究 委 託 金	23,833	23,567	266	
7 人 権 啓 発 活 動 地 方 委 託 金	600	777	△ 177	
19 県 支 出 金	182,364	170,522	11,842	
2 補 助 金	182,364	170,522	11,842	
11 教 育 費 補 助	182,364	170,522	11,842	
1 ト ラ イ ヤ ル ウ ィ ーク 補 助	35,000	35,700	△ 700	定額補助
2 自 然 学 校 補 助	110,348	110,768	△ 420	定額補助
3 学 校 教 育 費 補 助	23,258	8,677	14,581	補助率10/10又は1/2
4 特 別 支 援 学 校 自 然 体 験 活 動 補 助	500	500	—	定額補助

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
	5	文	化	財	整	備	費	助	11,690	13,325	△ 1,635	補助率 1 / 4	
	6	定	時	制	高	校	助	1,384	1,384	—	補助率 1 / 2		
	7	統	計	調	査	交	付	金	184	168	16	定額補助	
20	財 産 収 入			6,887	18,909	△ 12,022							
	1	財 産 運 用 収 入		—	11,267	△ 11,267							
		1	貸 地 料	—	11,267	△ 11,267							
		3	一 般 土 地	—	11,267	△ 11,267							
	2	財 産 売 払 収 入		3,126	3,401	△ 275							
		3	物 品 売 却 代	3,126	3,401	△ 275							
		7	教 育 委 員 会	3,126	3,401	△ 275							
	3	基 金 収 入		3,761	4,241	△ 480							
		1	基 金 収 入	3,761	4,241	△ 480							
		12	大 学 奨 学 金 基 金	2,711	3,241	△ 530	預金利子等						
		14	子 ども 交 流 支 援 基 金	50	—	50	預金利子等						
		15	置 塩 こ ど も 育 成 基 金	1,000	1,000	—	預金利子等						
21	寄 附 金			62,000	10,500	51,500							
	1	寄 附 金		62,000	10,500	51,500							
		2	其 他 寄 附	62,000	10,500	51,500							
		11	教 育 委 員 会	62,000	10,500	51,500							
22	繰 入 金			49,721	726,064	△ 676,343							
	2	基 金 繰 入 金		49,721	726,064	△ 676,343							
		1	基 金 繰 入 金	49,721	726,064	△ 676,343							
		1	都 市 整 備 等 基 金 繰 入	—	670,000	△ 670,000							
		3	市 民 文 化 振 興 基 金 繰 入	35,478	41,904	△ 6,426							
		10	子 ども 交 流 支 援 基 金 繰 入	14,243	14,160	83							
24	諸 収 入			2,054,578	1,764,085	290,493							
	1	納 付 金		52,692	51,456	1,236							

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
5 教育費納付金	52,692	51,456	1,236	
1 日本スポーツ振興センター	52,692	51,456	1,236	災害共済給付制度掛金保護者負担分
2 措置費等受入	884,995	761,668	123,327	
2 教育施設給付費受入	884,995	761,668	123,327	
1 幼稚園	884,995	761,668	123,327	
4 受託事業収入	349,981	381,613	△ 31,632	
2 其他受託収入	349,981	381,613	△ 31,632	
2 就学就園事務	741	723	18	西宮市からの受託収入
3 文化財調査	349,240	380,890	△ 31,650	民間開発事業者等からの受託収入
5 貸付金元利収入	23,291	29,101	△ 5,810	
3 其他貸付金返還	23,291	29,101	△ 5,810	
12 入学貸付金	23,291	29,101	△ 5,810	
7 雑 入	743,619	540,247	203,372	
5 償 還 金	175,135	165,492	9,643	
27 幼稚園	1,665	1,665	—	
28 小学校	133,125	131,971	1,154	
29 中学校	1,015	1,015	—	
30 高等学校	2	2	—	
31 特別支援学校	3,365	3,365	—	
32 高等専門学校	30	30	—	
33 少年補導所	1,138	2,030	△ 892	
35 総合教育センター	956	956	—	
36 図書館	668	668	—	
37 博物館	15,030	4,856	10,174	
38 青少年科学館	352	349	3	
39 学校給食場 共同調理	17,564	18,241	△ 677	
42 婦人会館	172	291	△ 119	

款	項	目	節	本	年	度	前	年	度	比	較	説	明
	44	文	化	財	53	53	—						
	6	受	講	料	3,341	3,245	96						
	8	博	物	館	710	710	—						
	10	文	化	財	め	ぐ	り	80	80	—			
	11	高	等	專	門	学	校	200	200	—			
	12	埋	藏	文	化	財	一	500	500	—			
		セ	ン	タ									
	13	住	之	江	公	民	館	100	95	5			
	14	葺	合	公	民	館	50	50	—				
	15	清	風	公	民	館	285	283	2				
	16	長	田	公	民	館	350	351	△ 1				
	17	南	須	磨	公	民	館	255	255	—			
	18	東	垂	水	公	民	館	430	400	30			
	19	玉	津	南	公	民	館	55	55	—			
	20	家	庭	教	育	講	座	326	176	150			
		野	外	活	動			—	90	△ 90			
	9	雑		入	565,143	371,510	193,633						
	15	教	育	委	員	会	565,143	371,510	193,633				
		合		計	22,147,616	21,930,937	216,679						

(3) 歳出予算の説明

教育総務費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 教 育 費	125,542,675	121,490,841	4,051,834	18,608,656	7,837,000	3,518,960	95,578,059
1 教 育 総 務 費	7,591,026	5,629,081	1,961,945	452,186	—	84,953	7,053,887
1 委 員 費	19,302	19,338	△ 36	—	—	—	19,302
2 事 務 局 職 員 費	5,767,174	3,654,942	2,112,232	417,386	—	3,983	5,345,805
3 教 育 総 務 費	769,904	998,821	△ 228,917	11,581	—	28,259	730,064

[市債7,837,000千円は行財政局所管]

1 委 員 費 本目は、教育委員の報酬及び旅費である。

2 事 務 局 職 員 費 本目は、事務局及び教育機関等の職員の給料、職員手当等である。

3 教 育 総 務 費 本目は、教育委員会の運営に要する経費である。

(1) 庶務事務費	121,265 千円
(2) 人事事務費・教職員旅費等	465,533 千円
(3) 経理事務費等	11,344 千円
(4) 広報審査事務費・調査統計事務費等	15,653 千円
(5) 就学就園事務費	18,709 千円
(6) 土地借上料等	53,695 千円
(7) 教育委員会事務局情報化	8,347 千円
(8) 地域ぐるみの学校安全対策	9,000 千円
(9) 地域連携の推進	2,274 千円
(10) 防犯ブザー貸与	4,404 千円
(11) 学校法務専門官の配置	19,680 千円
(12) 外部人材の活用	40,000 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 教育総務費							
4 奨学援助費	1,020,640	943,894	76,746	23,219	—	52,711	944,710

4 奨学援助費 本目は、就学困難な児童生徒に対する就学援助費，奨学金及び私立学校振興対策費である。

(1) 就学奨励費 891,966 千円

就学援助費 826,837 千円

(学用品費・通学用品費，校外活動費 等)

就学援助システム 5,272 千円

神戸市奨学金 5,801 千円

神戸市大学奨学金 2,711 千円

夜間中学校学習費等補助 618 千円

通学費補助 50,727 千円

(2) 私立学校園振興対策費 128,674 千円

私立学校園助成 128,674 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
1 教育総務費							
5 学校職員費 厚生費	14,006	12,086	1,920	—	—	—	14,006

5 学校職員費  
厚生費

本目は、教職員の表彰及び福利厚生事業等に要する経費である。

(1) 教職員表彰費 1,177 千円

(2) 福利厚生費 12,829 千円



教育振興費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費	1,014,134	3,017,023	△ 2,002,889	134,486	3,000	63,663	812,985
1 教育振興費	885,749	2,768,325	△ 1,882,576	129,961	3,000	34,418	718,370

1 教育振興費 本目は、学力向上の推進、特色ある神戸の教育推進、教育振興基本計画の進行管理、青少年健全育成、高校教育の振興、国際理解教育の推進、特別支援教育の推進、神出自然教育園及び青少年センターの管理運営等に要する経費である。

- (1) 児童生徒の学力の向上 227,634 千円  
学力向上推進プロジェクト、学ぶ力・生きる力向上支援員の配置、学校司書の配置、神戸市学力定着度調査、学習支援ツール、スクールサポーターの配置、科学教育、ゲストティーチャー 等
- (2) 特色ある神戸の教育推進 310,346 千円  
特色ある学校づくり支援、新たな防災教育の推進、キャリア教育の推進、家庭・地域・学校の連携、トライやる・ウィーク 等
- (3) 教育振興基本計画の策定・進行管理 2,922 千円
- (4) 青少年健全育成 46,733 千円  
いじめ・不登校対策、教育相談、学校サポートチーム 等
- (5) 高校教育の振興 1,622 千円  
神戸あじさい人材育成プロジェクト、高校生キャリア教育の推進 等
- (6) 国際理解教育の推進 104,154 千円  
外国人英語指導助手（ALT）の配置、帰国・外国人児童生徒教育支援、学校国際交流支援事業 等
- (7) 特別支援教育の推進 145,722 千円  
特別支援教育支援員配置、こうべ学びの支援センター、医療的ケア体制整備 等
- (8) 神出自然教育園の管理運営 22,840 千円
- (9) 青少年センターの管理運営 23,776 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費							
2 人権教育費	29,179	41,618	△ 12,439	1,495	—	27,237	447

2 人権教育費 本目は、人権教育・研究実践活動推進及び地域改善対策奨学金の返還等に要する経費である。

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 人権教育・研究実践活動推進       | 11,978 千円 |
| 研修・教材作成，研究実践活動，「人権の花」運動 |           |
| (2) 地域改善対策奨学金国庫返還金等     | 15,011 千円 |
| (3) ネットいじめ・ネット依存防止プログラム | 2,190 千円  |
| インターネット安全教室の開催 等        |           |

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
2 教育振興費							
3 総合教育センター費	99,206	206,559	△ 107,353	3,030	—	2,008	94,168
青少年活動費	—	521	△ 521	—	—	—	—

### 3 総合教育センター費

本目は、教職員の研修、教育に関する調査研究、教職員の研究推進、教育相談及び総合教育センターの管理運営に要する経費である。

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 初任者育成3年プラン等             | 12,432 千円 |
| 「スーパーアドバイザー」の派遣、初任者研修、      |           |
| 2・3年次フォローアップ研修、             |           |
| 「授業づくりセミナー」「教育課題対策セミナー」の実施、 |           |
| 「学級経営・授業づくり支援室」の運営          |           |
| (2) 教職員研修費                  | 3,867 千円  |
| 教職経験者研修、専門研修、職務研修、          |           |
| 「世代間で学び合う職場づくり」OJT活性化推進     |           |
| 事業の実施 等                     |           |
| (3) 教育研究推進費                 | 8,442 千円  |
| (4) 教育調査研究費                 | 2,220 千円  |
| (5) 教育相談事業                  | 4,584 千円  |
| (6) 総合教育センター管理運営費           | 67,661 千円 |

幼稚園費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
3 幼稚園費	2,265,663	2,048,498	217,165	—	—	897,074	1,368,589	
1 教職員費	2,071,361	1,793,319	278,042	—	—	—	2,071,361	
2 運営費	194,302	255,179	△ 60,877	—	—	897,074	△ 702,772	

1 教職員費 本目は、幼稚園教職員等の給料、職員手当等である。

2 運営費 本目は、幼稚園33園の管理運営費である。

(1) 管理運営費 107,438 千円

(2) 光熱水費 86,864 千円

小学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
4 小学校費	48,414,635	49,274,872	△ 860,237	9,270,807	—	211,686	38,932,142	
1 教職員費	45,407,783	45,727,249	△ 319,466	9,270,807	—	57,672	36,079,304	
2 運営費	3,006,852	3,547,623	△ 540,771	—	—	154,014	2,852,838	

1 教職員費 本目は、小学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運営費 本目は、小学校162校1分校、義務教育学校1校の管理運営費である。

(1) 管理運営費 1,707,491 千円

(2) 光熱水費 1,026,591 千円

(3) 教頭業務等補助スタッフの配置等 186,539 千円

(4) 学校徴収金会計システムの構築 86,231 千円

中学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
5 中 学 校 費	26,710,207	26,728,460	△ 18,253	5,318,156	—	62,467	21,329,584
1 教 職 員 費	25,373,736	25,201,193	172,543	5,318,156	—	44,855	20,010,725
2 運 営 費	1,336,471	1,527,267	△ 190,796	—	—	17,612	1,318,859

1 教 職 員 費 本目は、中学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、中学校81校3分校、義務教育学校1校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費等 894,023 千円
- (2) 光熱水費 403,747 千円
- (3) 教頭業務等補助スタッフの配置等 38,701 千円

高等学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
6 高 等 学 校 費	6,582,518	6,394,071	188,447	1,384	—	669,221	5,911,913
1 教 職 員 費	6,257,724	5,933,179	324,545	—	—	—	6,257,724
2 運 営 費	324,794	460,892	△ 136,098	1,384	—	669,221	△ 345,811

1 教 職 員 費 本目は、高等学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、高等学校8校の管理運営費である。

- (1) 管理運営費 209,894 千円
- (2) 光熱水費 114,900 千円

特別支援学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
7 特 別 支 援 学 校 費	8,508,905	8,625,617	△ 116,712	1,621,298	81,000	15,638	6,790,969
1 教 職 員 費	7,631,634	7,766,939	△ 135,305	1,621,298	—	—	6,010,336
2 運 営 費	877,271	858,678	18,593	—	81,000	15,638	780,633

1 教 職 員 費 本目は、特別支援学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本目は、特別支援学校5校1分校の管理運営費である。

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 管理運営費等  | 112,240 千円 |
| (2) 光熱水費    | 70,611 千円  |
| (3) 通学対策    | 693,072 千円 |
| (4) 保護者付添旅費 | 1,348 千円   |

高等専門学校費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
8 高 等 専 門 学 校 費	1,824,778	2,083,850	△ 259,072	788	108,000	306,525	1,409,465	
1 教 職 員 費	1,382,314	1,427,521	△ 45,207	—	—	—	1,382,314	
2 運 営 費	442,464	656,329	△ 213,865	788	108,000	306,525	27,151	

1 教 職 員 費 本日は、工業高等専門学校教職員等の給料、職員手当等である。

2 運 営 費 本日は、工業高等専門学校の管理運営費である。

- (1) 教務費 7,113 千円
- (2) 研究振興費 55,128 千円
- (3) 実験実習費 19,226 千円
- (4) 実験実習設備整備 40,000 千円
- (5) 部活動推進等 9,369 千円
- (6) 一般管理費 97,069 千円
- (7) 図書館運営費 1,498 千円
- (8) 総合情報センター運営費 67,824 千円
- (9) 神戸研究学園都市大学連絡協議会連携事業 2,519 千円
- (10) 施設保全改修 137,415 千円
- (11) 成長産業技術者教育プログラム 5,303 千円

社会教育費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
11 社会教育費	2,822,683	3,542,222	△ 719,539	47,357	—	952,651	1,822,675
1 文化費	642,785	688,738	△ 45,953	47,297	—	491,327	104,161
2 図書館費	998,224	1,364,002	△ 365,778	—	—	34,111	964,113

1 文化費 本目は、文化財の保護、保存、啓発、活用及び調査等に要する経費である。

- (1) 神戸歴史遺産の保存活用 34,000 千円  
     神戸歴史遺産保存活用基金の創設  
     神戸歴史遺産の対象把握
- (2) 文化財保護 111,834 千円  
     風見鶏の館耐震診断  
     国・県・市指定重要文化財等保存修理  
     市所有文化財維持管理 等
- (3) 文化財啓発 4,218 千円  
     近代化遺産の活用・啓発 等
- (4) 文化財調査 374,897 千円  
     埋蔵文化財調査 等
- (5) 埋蔵文化財センター管理運営費 37,518 千円
- (6) 異人館管理運営費 80,318 千円

2 図書館費 本目は、図書館11館の管理運営費である。

- (1) (仮称) 名谷図書館の開設 ー 千円  
     (別途 令和2年2月補正予算 504,629千円)
- (2) 新垂水図書館の整備検討 ー 千円  
     (別途 令和2年2月補正予算 82,000千円)
- (3) 新西図書館の整備検討 ー 千円  
     (別途 令和2年2月補正予算 100,000千円)
- (4) 中央図書館管理運営費 116,515 千円
- (5) 地域図書館管理運営費 532,444 千円
- (6) 図書館情報ネットワーク 172,326 千円
- (7) 図書資料充実 134,379 千円
- (8) 図書館サービスの充実 42,560 千円



(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
11 社会教育費							
3 博物館費	958,299	1,234,113	△ 275,814	—	—	407,241	551,058

3 博物館費 本目は、博物館、小磯記念美術館、神戸ゆかりの美術館及び青少年科学館の管理運営に係る費用である。

- (1) 博物館管理運営費 393,061 千円
- 特別展開催費 258,921 千円
- ・「コートールド美術館展」
  - ・「和のガラス展」・「兵庫県書作家協会創立70周年記念兵庫の書展」
  - ・「ボストン美術館展」
- 管理運営費 134,140 千円
- (2) 小磯記念美術館管理運営費 90,925 千円
- 特別展開催費 28,829 千円
- ・「上社会―“昭和”を生きる洋画家たち（仮称）」
  - ・「至高の小磯良平 大野コレクション（仮称）」
- 管理運営費 62,096 千円
- (3) 神戸ゆかりの美術館管理運営費 91,426 千円
- 特別展開催費 22,240 千円
- ・「無言館 遺された絵画からのメッセージ」
  - ・「花森安治 ～暮しの手帖の絵と神戸～」
- 管理運営費 69,186 千円
- (4) 青少年科学館管理運営費 382,887 千円
- 管理運営費 382,887 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
11 社会教育費							
6 会館等運営費	87,305	109,053	△ 21,748	60	—	19,972	67,273
7 学校開放費	136,070	146,316	△ 10,246	—	—	—	136,070

6 会館等運営費 本目は、公民館及び婦人会館の管理運営費である。

(1) 住之江公民館管理運営費	5,273 千円
(2) 葺合公民館管理運営費	5,526 千円
(3) 清風公民館管理運営費	5,980 千円
(4) 長田公民館管理運営費	8,622 千円
(5) 南須磨公民館管理運営費	5,076 千円
(6) 東垂水公民館管理運営費	9,718 千円
(7) 玉津南公民館管理運営費	6,104 千円
(8) 公民館充実事業	15,465 千円
(9) 婦人会館管理運営費	25,541 千円

7 学校開放費 本目は、学校園施設の開放に要する経費である。

(1) 学校施設開放	93,835 千円
(2) 地域貢献事業（学校を拠点とした世代間交流）推進	8,100 千円
(3) 学校プール開放	34,135 千円

体育保健費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費	4,268,547	4,004,483	264,064	123,096	—	75,193	4,070,258
1 学校保健費	901,800	913,626	△ 11,826	1,004	—	52,692	848,104

1 学校保健費 本目は、学校医等の配置，児童生徒・教職員の健康診断，学校保健の管理及

び日本スポーツ振興センターの加入等に要する経費である。

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| (1) 学校医等配置          | 567,405 千円 |
| (2) 児童生徒・教職員健康診断    | 183,159 千円 |
| (3) 学校保健管理          | 24,342 千円  |
| (4) 日本スポーツ振興センター納付金 | 115,021 千円 |
| (5) 学校病治療費          | 3,606 千円   |
| (6) AED設置           | 8,267 千円   |

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費							
2 学校給食費	3,080,524	2,710,629	369,895	11,251	—	21,601	3,047,672

2 学校給食費 本目は、学校給食の充実、学校給食共同調理場の管理運営・民間委託及び食育推進に要する経費である。

(1) 食品衛生管理等	9,929 千円
(2) 学校給食事業負担金	64,758 千円
(3) 就学援助費	644,983 千円
準要保護児童生徒	
(小学校, 中学校, 夜間中学校)	622,479 千円
特別支援学級児童生徒	22,504 千円
(4) 定時制高校給食の実施	8,132 千円
(5) 学校給食共同調理場管理運営費	141,222 千円
対象 北：小学校17校, 垂水：小学校6校	
(6) 学校給食共同調理場民間委託	210,197 千円
(7) 小学校給食調理等業務委託	567,102 千円
(8) 中学校給食の実施	1,104,201 千円
(9) 中学校給食費の負担軽減	330,000 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
12 体育保健費							
3 学校体育費	286,223	380,228	△ 94,005	110,841	—	900	174,482

3 学校体育費 本目は、部活動の振興、学校体育の指導及び自然学校の実施等に要する経費である。

- |                              |            |
|------------------------------|------------|
| (1) 学校体育指導                   | 17,262 千円  |
| (2) 体育大会助成                   | 4,114 千円   |
| (3) 環境体験事業及び自然学校推進事業の推進      | 205,770 千円 |
| (4) 部活動振興                    | 53,818 千円  |
| (5) 体力アップ事業の実施(「やってみよう!教室」等) | 5,259 千円   |

学校建設費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費	14,807,808	9,067,931	5,739,877	1,639,098	7,094,000	179,889	5,894,821
1 幼稚園建設費	72,857	64,976	7,881	—	49,000	—	23,857
2 小学校建設費	4,152,192	3,351,860	800,332	615,463	2,352,000	20,490	1,164,239
3 中学校建設費	211,640	259,760	△ 48,120	—	—	—	211,640

1 幼稚園建設費 本目は、幼稚園整備の事業費である。

- (1) 学級増対策 893 千円
- (2) 幼稚園跡地管理・解体等 71,964 千円

2 小学校建設費 本目は、小学校整備の事業費である。

- (1) H A T神戸地域における小学校の新設 2,936,013 千円
- (2) 有野台地区小学校統合 7,091 千円
- (3) 垂水小学校校舎増改築 161,335 千円
- (4) 学校園跡地管理・解体 9,338 千円
- (5) 学級増対策等 1,038,415 千円

3 中学校建設費 本目は、中学校整備の事業費である。

- (1) 学級増対策等 211,640 千円

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
13 学校建設費							
4 特別支援学校建設費	3,718,135	1,228,460	2,489,675	1,009,460	2,306,000	—	402,675
5 学校設備費	2,443,275	2,061,487	381,788	14,175	—	—	2,429,100
6 学校改修費	4,209,709	2,087,024	2,122,685	—	2,387,000	159,399	1,663,310
高等学校建設費	—	14,364	△ 14,364	—	—	—	—

- 4 特別支援学校建設費 本目は、特別支援学校等の整備の事業費である。
- (1) 特別支援教室整備 60,000 千円
- (2) 学級増対策、学校用地管理等 61,184 千円
- (3) H A T 神戸地域における特別支援学校の新設 3,596,951 千円
- 5 学校設備費 本目は、学校園の教材・設備及び教育用コンピュータの整備費である。
- (1) I C T 環境整備等 341,930 千円  
(別途 令和 2 年 2 月補正予算 26,533 千円)
- (2) ものづくり実習機器整備・更新 30,445 千円
- (3) 学校園設備（備品）整備 318,542 千円
- (4) 理科教育等設備整備 28,350 千円
- (5) 教育用コンピュータ等整備 259,958 千円
- (6) 情報教育基盤サービス（K I I F）等 1,412,813 千円
- (7) 校務支援システム 51,237 千円
- 6 学校改修費 本目は、学校施設の改修・維持管理等に要する事業費である。
- (1) 学校園トイレ洋式化 — 千円  
(別途 令和 2 年 2 月補正予算 2,315,600 千円)
- (2) 学校施設長寿命化改良（全面改修） — 千円  
(別途 令和 2 年 2 月補正予算 803,854 千円)
- (3) 学校施設異常高温対策 895,800 千円
- (4) 学校施設改修等 3,313,909 千円

教育施設整備費

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
14 教 育 施 設 整 備 費	731,771	1,074,733	△ 342,962	—	551,000	—	180,771	
1 教 育 施 設 整 備 費	731,771	1,074,733	△ 342,962	—	551,000	—	180,771	

1 教 育 施 設 整 備 費

本目は、教育諸施設の整備に要する経費である。

- (1) 教育施設改修 21,607 千円
- (2) 公共建築物の定期点検 28,477 千円
- (3) 社会教育施設改修等 681,687 千円
  - ・ 青少年科学館改修
  - ・ 埋蔵文化財センター改修
  - ・ 公民館改修
  - ・ 総合教育センター改修
  - ・ 博物館改修
  - ・ 小磯記念美術館改修
  - ・ 図書館改修



諸支出金

(単位 千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源
15 諸 支 出 金	20,000	0	20,000	20,000	—	—	—
2 過 年 度 支 出	20,000	0	20,000	20,000	—	—	—
1 過 年 度 支 出	20,000	0	20,000	20,000	—	—	—

1 過 年 度 支 出 本目は、国庫等の過年度返還金に要する経費である。

(1) 国庫等返還金

20,000 千円

#### 4 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
			国 支 出 金	市 債	そ の 他 特 定 財 源	一 般 財 源	
HAT特別支援学校スクールバス運行业務	令和2～9年度	853,000	—	—	—	853,000	
高等専門学校施設改修	令和2～3年度	21,000	—	15,000	—	6,000	
献立作成等システム運用	令和2～7年度	13,000	—	—	—	13,000	
令和3年度学級増対策	令和2～12年度	470,000	—	—	—	470,000	
高羽小学校校舎増築	令和2～3年度	422,000	—	297,000	—	125,000	
こうべ小学校校舎増築	令和2～3年度	54,000	—	40,000	—	14,000	
義務教育学校港島学園校舎整備	令和2～5年度	315,000	—	55,000	260,000	—	
妙法寺小学校暫定校舎整備	令和2～3年度	17,000	—	12,000	—	5,000	
名谷図書館整備	令和2～4年度	2,000	—	—	—	2,000	
垂水図書館整備	令和2～3年度	82,000	—	43,000	—	39,000	
図書館改修	令和2～3年度	56,000	—	39,000	—	17,000	
公民館改修	令和2～3年度	64,000	—	57,000	—	7,000	
青少年科学館改修	令和2～3年度	227,000	—	203,000	—	24,000	
博物館改修	令和2～3年度	144,000	—	108,000	—	36,000	
校務支援システム	令和2～6年度	248,000	—	—	—	248,000	
情報教育基盤サービス(K I I F)構築・運用	令和2～7年度	65,000	—	—	—	65,000	
進路指導サポートツール構築	令和2～4年度	17,000	—	—	—	17,000	

(参考) 債務負担行為に関する調書

	限度額	令和元年度末までの		令和2年度以降の		左の財源内訳			
		支出見込額		支出予定額		特定財源			一般財源
			金額		金額	国県支出金	市債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平成29年度指定管理 (東灘図書館ほか)	1,100,000	平成29年度以降	585,846	令和3年度まで	514,154	-	-	-	514,154
平成29年度指定管理 (婦人会館)	86,000	平成29年度以降	51,197	令和3年度まで	34,803	-	-	24,600	10,203
平成30年度指定管理 (須磨図書館)	218,000	平成30年度以降	86,382	令和4年度まで	131,618	-	-	-	131,618
平成30年度指定管理 (青少年科学館)	1,842,000	平成30年度以降	732,842	令和4年度まで	1,109,158	-	-	293,600	815,558
令和元年度指定管理 (北図書館・北神図書館)	279,000	令和元年度以降	87,402	令和3年度まで	191,598	-	-	-	191,598
準公費会計事務支援 システム再構築	192,000	平成30年度以降	71,493	令和5年度まで	120,507	-	-	-	120,507
小学校空調整備・維持管理	5,659,000	平成27年度以降	3,566,044	令和9年度まで	2,092,956	-	-	-	2,092,956
情報教育基盤サービス (K I I F) 構築・運用	6,287,000	-	-	令和7年度まで	6,287,000	-	-	-	6,287,000
人事評価システム 保守・運用	16,000	令和元年度以降	3,787	令和4年度まで	12,213	-	-	-	12,213
高校共通学事システム 構築・運用	404,000	平成29年度以降	113,758	令和9年度まで	290,242	-	-	-	290,242
平成27年度 スクールバス運行	492,000	平成27年度以降	229,750	令和6年度まで	262,250	-	-	-	262,250
平成28年度 スクールバス運行	1,370,000	平成28年度以降	457,702	令和7年度まで	912,298	-	-	-	912,298
平成29年度 スクールバス運行	413,000	平成29年度以降	89,878	令和8年度まで	323,122	-	-	-	323,122
平成30年度 スクールバス運行	909,000	平成30年度以降	160,185	令和9年度まで	748,815	-	-	-	748,815
令和元年度 スクールバス運行	357,000	令和元年度以降	46,042	令和7年度まで	310,958	-	-	-	310,958
H A T 特別支援学校 スクールバス運行業務	853,000	-	-	令和9年度まで	853,000	-	-	-	853,000
平成27年度学級増対策	508,000	平成27年度以降	328,292	令和7年度まで	179,708	-	-	-	179,708
平成28年度学級増対策	989,000	平成28年度以降	186,782	令和7年度まで	802,218	-	-	-	802,218
平成29年度学級増対策	523,000	平成29年度以降	121,114	令和8年度まで	401,886	-	-	-	401,886
平成30年度学級増対策	1,211,000	平成30年度以降	140,852	令和9年度まで	1,070,148	-	-	-	1,070,148
令和元年度学級増対策	2,150,000	令和元年度以降	78,978	令和10年度まで	2,071,022	-	-	-	2,071,022
令和2年度学級増対策	1,978,000	-	-	令和11年度まで	1,978,000	-	-	-	1,978,000
令和3年度学級増対策	470,000	-	-	令和12年度まで	470,000	-	-	-	470,000
新商業高校コンピュータ システム整備・運用	392,000	平成28年度以降	271,631	令和3年度まで	120,369	-	-	-	120,369
高等専門学校コンピュータ システム更新	342,000	平成29年度以降	138,907	令和4年度まで	203,093	-	-	-	203,093

	限度額	令和元年度未までの		令和2年度以降の		左の財源内訳			
		支出見込額		支出予定額		特定財源			一般財源
			金額		金額	国県支出金	市債	その他	
学校会計システム機器更新	300,000	平成29年度以降	171,653	令和4年度まで	128,347	-	-	-	128,347
教職員人事システム構築	40,000	-	-	令和7年度まで	40,000	-	-	-	40,000
神戸市学力定着度調査	170,000	-	-	令和3年度まで	170,000	-	-	-	170,000
学習支援ツール配信	110,000	-	-	令和3年度まで	110,000	-	-	-	110,000
予約図書自動受取機 運用保守	3,000	-	-	令和4年度まで	3,000	-	-	-	3,000
博物館ホームページ更新	7,000	-	-	令和6年度まで	7,000	-	-	-	7,000
有野台地区小学校統合	2,332,000	-	-	令和3年度まで	2,332,000	247,000	1,554,000	-	531,000
学校ICT環境整備	1,496,000	-	-	令和9年度まで	1,496,000	-	-	-	1,496,000
高等専門学校施設改修	21,000	-	-	令和3年度まで	21,000	-	15,000	-	6,000
献立作成等 システム運用	13,000	-	-	令和7年度まで	13,000	-	-	-	13,000
高羽小学校校舎増築	422,000	-	-	令和3年度まで	422,000	-	297,000	-	125,000
こうべ小学校校舎増築	54,000	-	-	令和3年度まで	54,000	-	40,000	-	14,000
義務教育学校 港島学園校舎整備	315,000	-	-	令和5年度まで	315,000	-	55,000	260,000	-
妙法寺小学校暫定校舎整備	17,000	-	-	令和3年度まで	17,000	-	12,000	-	5,000
名谷図書館整備	2,000	-	-	令和4年度まで	2,000	-	-	-	2,000
垂水図書館整備	82,000	-	-	令和3年度まで	82,000	-	43,000	-	39,000
図書館改修	56,000	-	-	令和3年度まで	56,000	-	39,000	-	17,000
公民館改修	64,000	-	-	令和3年度まで	64,000	-	57,000	-	7,000
青少年科学館改修	227,000	-	-	令和3年度まで	227,000	-	203,000	-	24,000
博物館改修	144,000	-	-	令和3年度まで	144,000	-	108,000	-	36,000
校務支援システム	248,000	-	-	令和6年度まで	248,000	-	-	-	248,000
進路指導 サポートツール構築	17,000	-	-	令和4年度まで	17,000	-	-	-	17,000

## 5 予算関連議案

## 第29号議案

神戸市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立学校の授業料等に関する条例（昭和25年12月条例第220号）の一部を次のように改正する。

第1条中「授業料，入学金等」を「授業料等」に改める。

第2条第1項中「授業料，入学金等」を「授業料等」に改め，同項第1号の表授業料の項中「あつては」を「あつては」に改め，同条第2項中「よつて」を「よつて」に改め，同項第2号を次のように改める。

### (2) 高等学校

年額の12分の1に相当する額を各月の末日までに納付しなければならない。ただし，次のアからオまでに掲げる授業料については，当該アからオまでに定める日までに納付しなければならない。

ア 4月納付分の授業料（第1学年に在学する者に係るものを除く。） 5月末日

イ 4月納付分及び5月納付分の授業料（第1学年に在学する者に係るものに限る。） 6月末日

ウ 8月納付分の授業料 7月末日

エ 2月納付分及び3月納付分の授業料（最終学年に在学する者に係るものに限る。） 教育委員会規則で定める日

オ 3月納付分の授業料（最終学年に在学する者に係るものを除く。） 2月末日

第5条の3第1項中「の規定に基づき」を「の規定により」に改め，同条第2項中「できなかつた」を「できなかつた」に改める。

第6条第2項第1号中「あつて」を「あつて」に改める。

第7条第1項中「授業料，聴講料，研究料若しくは保育料若しくは入学選抜料若しくは入学金（以下「授業料等」という。）」を「授業料等」に改める。

第9条中「虚偽の申請により」の次に「第6条又は第7条の規定による」を加え，「怠った者」を「怠った者」に，「さかのぼって」を「遡って」に改める。

第11条を第12条とし，第10条の次に次の1条を加える。

第11条 第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず，大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定による授業料及び入学金の減免については，この条及び教育委員会規則に定めるもののほか，同法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。次項において「省令」という。）第15条第1項の規定により認定を取り消された者（同令第16条各号のいずれかに該当するものとして認定を取り消された者に限る。）に係る授業料又は入学金については，同令第16条各号に定める日に遡ってこれらを徴収するものとする。

3 省令第11条第1項の規定による申請を行った者について，第2条第2項第1号及び第3項に規定する納付期限までに同令第11条第3項の規定による通知をすることができない場合において，第7条の規定により授業料又は入学金の納付を猶予するときは，第8条の規定は適用しない。

#### 附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

#### 理 由

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立学校の授業料等に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

第1条 神戸市立学校の授業料, 聴講料, 研究料及び保育料並びに入学選抜料及び入学金(以下「授業料, 入学金等」という。)に関しては, この条例の定めるところによる。

「授業料等」

第2条 授業料, 入学金等の額は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定めるとおりとする。

授業料等

(1) 高等専門学校

種別	学生	科目 等履 修生	聴講 生	研究 生	備考
授業 料	234,600 円	6,200 円	—	—	学生 に <u>あ</u> <u>つて</u> は年 額と し, 科目 等履 修生 に <u>あ</u> <u>つて</u> は1 単位 当たり とする。
略	略	略	略	略	略

					<u>あ</u> <u>つて</u> は
					<u>あ</u> <u>つて</u> は



(2), (3) 略

2 授業料, 聴講料, 研究料及び保育料は, 次の区分によつて納付しなければならない。

(1) 略

(2) 高等学校

年額の12分の1に相当する額を各月の末日までに納付しなければならない。ただし, 8月納付分については7月末日までに, 3月納付分については2月末日までに, 最終学年に在学する者の2月納付分及び3月納付分については教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

(3) 略

3 略

第5条の3 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づき高等学校における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請した者は, その申請が本市に到達した日からその申請に対する処分がなされるまでの間は, 第2条第2項第2号の規定にかかわらず, 授業料の納付を猶予されるものとする。ただし, 当該認定を受けることができないことが明らかである場合は, この限りでない。

よつて

(2) 高等学校

年額の12分の1に相当する額を各月の末日までに納付しなければならない。ただし, 次のアからオまでに掲げる授業料については, 当該アからオまでに定める日までに納付しなければならない。

ア 4月納付分の授業料 (第1学年に在学する者に係るものを除く。) 5月末日

イ 4月納付分及び5月納付分の授業料 (第1学年に在学する者に係るものに限り。)

6月末日

ウ 8月納付分の授業料 7月末日

エ 2月納付分及び3月納付分の授業料 (最終学年に在学する者に係るものに限り。)

教育委員会規則で定める日

オ 3月納付分の授業料 (最終学年に在学する者に係るものを除く。) 2月末日

の規定により

2 前項本文の規定により授業料の納付を猶予された者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の認定を受けることができなかつた場合は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める日までに授業料を納付しなければならない。

できなかつ

た

(1)～(5) 略

#### 第6条 略

2 教育委員会は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定めるところにより、授業料又は保育料を減額する。

(1) 高等学校等就学費の支給を受けている者であつて、授業料に係る高等学校等就学費の額が納付すべき授業料の額に満たないものその差額の減額

あつて

(2) 略

3, 4 略

第7条 教育委員会は、特にやむを得ない理由により、第2条第2項又は第3項に規定する納付期限までに授業料、聴講料、研究料若しくは保育料若しくは入学選抜料若しくは入学金（以下「授業料等」という。）を納付することが困難であると認める者についてはその納付を猶予し、又は授業料、聴講料、研究料若しくは保育料を納付することが困難であると認める者については月割額で分納させることができる。

授業料等

2 略

第9条 虚偽の申請により \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 授業料等の減免若しくは納付の猶予若しくは授業料、聴講料、研究料若しくは保育料の月割額による分納の措置を受けた者又は前条第2項の届出を怠った者については、教育委員会は、当該減免若しくは納付の猶予又は月割額

第6条又は第7条の規

定による

怠った者

による分納の措置を取り消し、当該措置を受けた日又は許可の理由が消滅した日にさかのぼって授業料等を徴収することができる。

第10条 略

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

第11条 略

遡って

第11条 第6条第1項から第3項までの規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の規定による授業料及び入学金の減免については、この条及び教育委員会規則に定めるもののほか、同法及びこれに基づく命令の定めるところによる。

2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。次項において「省令」という。）第15条第1項の規定により認定を取り消された者（同令第16条各号のいずれかに該当するものとして認定を取り消された者に限る。）に係る授業料又は入学金については、同令第16条各号に定める日に遡ってこれらを徴収するものとする。

3 省令第11条第1項の規定による申請を行った者について、第2条第2項第1号及び第3項に規定する納付期限までに同令第11条第3項の規定による通知をすることができない場合において、第7条の規定により授業料又は入学金の納付を猶予するときは、第8条の規定は適用しない。

第12条

第30号議案

神戸市立青少年補導センター設置条例の一部を改正する条例の件

神戸市立青少年補導センター設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立青少年補導センター設置条例の一部を改正する条例

神戸市立青少年補導センター設置条例（昭和35年12月条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

神戸市立青少年育成センター設置条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行を防止するとともにその健全な育成を図ること及び義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒（以下単に「不登校児童生徒」という。）の相談及び指導を通じて、不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的として、神戸市立青少年育成センター（以下「センター」という。）を設置する。

第2条中「補導センター」を「センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 センターに、次条第1号から第4号まで及び第8号に規定する事業を実施するために教育相談所を、次条第5号から第8号までに規定する事業を実施するために分室を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
東教育相談所	神戸市東灘区青木4丁目4番1号
ひがし分室	
北教育相談所	神戸市北区南五葉3丁目1番1号
きた分室	
北神教育相談所	神戸市北区有野町有野字惣山3989番地の

ほくしん分室	4
長田教育相談所	神戸市長田区北町1丁目16番地
ながた分室	
北須磨教育相談所	神戸市須磨区竜が台6丁目15番地1
きたすま分室	
垂水教育相談所	神戸市垂水区日向2丁目4番6号
たるみ分室	
西教育相談所	神戸市西区糺台3丁目32番地の1
にし分室	

第3条中「補導センター」を「センター」に改め、同条第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 不登校児童生徒の教育相談に関する事。
- (6) 不登校児童生徒の学習指導及び生活指導に関する事。
- (7) 不登校児童生徒の相談及び指導に関する調査研究に関する事。

第3条に次の1号を加える。

- (8) その他教育委員会が必要と認める事業

第5条の見出しを「(施行細目の委任)」に改め、同条中「この条例」を「センターの開館時間及び休館日その他この条例」に、「教育委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第8条とする。

第4条中「補導センター」を「センター」に、「、事務職員及びその他の」を「その他」に改め、同条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(利用の承認等)

第4条 センターを利用しようとする者(前条第6号に規定する学習指導又は生活指導を受けようとする者に限る。)は、その在学する学校の校長の同意を得た上で、毎年度、次項及び教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、同項に規定する者が市立学校(神戸市立学校設置条例(昭和39年3月条例第87号)別表第2から別表第4までに規定する学校をいう。)以外の学校に在学する者であるときは、教育委員会規則で定める申請書を、

当該学校を經由して提出することにより行わなければならない。

- 3 前項に規定する学校は、同項に規定する申請書の提出を受けたときは、当該申請書に第1項に規定する者がセンターを利用することについての校長の意見その他教育委員会規則で定める事項を記載した書面を添えて、これらを速やかに教育委員会に送付しなければならない。
- 4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。
  - (1) 第1項に規定する者が不登校児童生徒でないとき。
  - (2) 第1項に規定する者が神戸市内に在住する者でないとき。
  - (3) 前項に規定する書面の送付がないとき。
- 5 教育委員会は、センターの管理運営上支障があると認められるときは、第1項の承認をしないことができる。
- 6 教育委員会は、第1項の承認をしたときは、同項に規定する者に通級証明証を交付するものとする。

(使用料)

第5条 センターの使用料は、無料とする。

(承認の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条第1項の承認を受けた者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消すことができる。

- (1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会がその利用を不相当と認めるとき。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

神戸市立青少年補導センターの名称を変更する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市立青少年補導センター設置条例 ぬきがき

(現 行)

神戸市立青少年補導センター設置条例

(設置)

第1条 青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の不良化を防止するとともにその健全な育成を図ることを目的として、神戸市立青少年補導センター（以下「補導センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 補導センターは、神戸市中央区楠町4丁目2番3号に置く。


(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(改 正 案)

神戸市立青少年育成センター設置条例

(設置)

第1条 青少年の補導活動を総合的に推進し、青少年の非行を防止するとともにその健全な育成を図ること及び義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒（以下単に「不登校児童生徒」という。）の相談及び指導を通じて、不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的として、神戸市立青少年育成センター（以下「センター」という。）を設置する。

センター

2 センターに、次条第1号から第4号まで及び第8号に規定する事業を実施するために教育相談所を、次条第5号から第8号までに規定する事業を実施するために分室を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
東教育相談所	神戸市東灘区青木4丁目4番1号
ひがし分室	
北教育相談所	神戸市北区南五葉3丁目1番1号
きた分室	
北神教育相談所	神戸市北区有野町有野字惣山3989番地の4
ほくしん分室	
長田教育相談所	神戸市長田区北町1丁目16


ながた分室	番地
北須磨教育相談所	神戸市須磨区竜が台6丁目
きたすま分室	15番地1
垂水教育相談所	神戸市垂水区日向2丁目4
たるみ分室	番6号
西教育相談所	神戸市西区糀台3丁目32番
にし分室	地の1

(事業)

第3条 補導センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)～(4) 略

(5) 青少年の余暇善用に関すること。

(6) 青少年のクラブ活動に関すること。

(7) その他教育委員会が必要と認める事業

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

センター

(5) 不登校児童生徒の教育相談に関すること。

(6) 不登校児童生徒の学習指導及び生活指導に関すること。

(7) 不登校児童生徒の相談及び指導に関する調査研究に関すること。

(8) その他教育委員会が必要と認める事業  
(利用の承認等)

第4条 センターを利用しようとする者(前条第6号に規定する学習指導又は生活指導を受けようとする者に限る。)は、その在学する学校の校長の同意を得た上で、毎年度、次項及び教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、同項に規定する者が市立学校(神戸市立学校設置条例(昭和39年3月条例第87号)別表第2から別表第4までに規定する学校をいう。)以外の学校に在学する者であるときは、教育委員会規則で定める申請書を、当該学校を経由して提出することにより行わなければならない。





(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(施行細目の委任)

第8条 センターの開館時間及び休館日その他この条例  
規則で 教育委員会